

調査、解読報告書 平成28年②

八幡史学館

	標題	年月	作成	備考
①	岡田家文書追加資料 ✓	28-9	古文書、史学館チーム	市原市菊間
②	浜本町卯の日講文書	28-9	古文書、史学館チーム	市原市八幡
③	旧川名家文書	28-11	古文書、史学館チーム	南房総市
④	子安講「阿須波神社掛け軸」	28-11	古文書、史学館チーム	市原市菊間
⑤	資料=小湊線開通後の五井と八幡	大正15年6月20日	千葉毎日新聞	
⑥	鎌倉同八幡宮 絵図写 別冊	28-12	古文書、史学館チーム	八幡

市原市菊間

岡田家文書 追加資料

調査記録書

平成 28 年 9 月

市原の古文書研究会  
八幡史学館名所 100 選チーム

菊間・岡田家文書(追加資料)リスト			平成28年8月	市原の古文書研究会、八幡史学館チーム					
番号	標題	副題または内容	年代	作成	写真カード26-16	複写解読	形態	数	備考
1	上総国市原郡菊間村誌		大正ころ	菊間村	151-1070~1079	コピー解読	冊	1	
2	朝山村一件	(村方三役選出についての騒動)	1868明治元年ころ	なし	151-1080~1105	コピー解読	冊	1	
3	(句集)		なし	なし	151-1106~1111*		冊	1	
4	第十回山家葉祝賀句集	春季	1903明治36年9月	企霞宿、如雲、柳峰	151-1112~1117*		冊	1	
5*1	(岡田寅三郎あて書簡)	あて先=千葉県上総国市原郡...	1898明治31年1月14日	正四位子爵水野忠敬	151-1118~1119	コピー	封筒	1	
5*2	(尊父程八おくやみ状)		1898明治31年1月12日	正四位子爵水野忠敬	151-1120~1121	コピー解読	状	1	
5*3	(尊父程八おくやみ和歌)		1898明治31年1月	正四位子爵水野忠敬	151-1123	コピー解読	短冊	1	
5*4	(尊父程八香典)	香華料金三円	1898明治31年1月	正四位子爵水野忠敬	151-1122	コピー	為替札	1	
6*1	(岡田茂生あて書簡)	あて先=菊間	なし	沼津史談会	151-1124~1132		封筒	1	
6*2	(手紙文)		なし	沼津史談会	151-1126~1133		状	1	
*1	(岡田昭男あて書簡)	あて先=千葉県千葉市...	1970昭和45年6月18日	碧南市尚古庵藤岡隆	151-1134~1135		封筒	1	
7*2	(手紙文)		1970昭和45年6月18日	碧南市尚古庵藤岡隆	151-1136~1138	コピー解読	状	1	
8	旧菊間藩士人名録	東京在住旧菊間藩士人名録 各府県在住旧菊間藩士人名録	大正はじめか	小野邦尚、太田栄	151-1139~1151	コピー	冊	1	印刷物
9	展示目録	千葉県教育史料展	1969昭和44年11月16日	千葉県教育センター	151-1152~1158*		冊	1	印刷物
10	千葉県上総国市原郡菊間 村菊間	4千分の1の図	明治10年代字訳図写し	岡田寅三郎所有	151-1159~1167	コピー	大図	1	
11	菊間村字徳永台ほか	(番地、氏名入)	明治10年代字訳図写し	年代不明	151-1168~1178		大図	1	一部破損あり
12	(岡田家古地図)		なし		151-1209~1212		小図	多数	自宅地積図写し
					* 一部のみ				

菊間・岡田家文書(追加資料)リスト				平成28年8月	市原の古文書研究会、八幡史学館チーム				
番号	標題	副題または内容	年代	作成	写真カード26-16	複写解読	形態	数	備考
1	上総国市原郡菊間村誌		大正ころ	菊間村	151-1070~1079	コピー解読	冊	1	
2	朝山村一件	(村方三役選出についての騒動)	1868明治元年ころ	なし	151-1080~1105	コピー解読	冊	1	
3	(句集)		なし	なし	151-1106~1111*		冊	1	
4	第十回山家栞祝賀句集	春季	1903明治36年9月	企霞宿、如雲、柳峰	151-1112~1117*		冊	1	
5*1	(岡田寅三郎あて書簡)	あて先=千葉県上総国市原郡...	1898明治31年1月14日	正四位子爵水野忠敬	151-1118~1119	コピー	封筒	1	
5*2	(尊父程八おくやみ状)		1898明治31年1月12日	正四位子爵水野忠敬	151-1120~1121	コピー解読	状	1	
5*3	(尊父程八おくやみ和歌)		1898明治31年1月	正四位子爵水野忠敬	151-1123	コピー解読	短冊	1	
5*4	(尊父程八香典)	香華料金三円	1898明治31年1月	正四位子爵水野忠敬	151-1122	コピー	為替札	1	
6*1	(岡田茂生あて書簡)	あて先=菊間	なし	沼津史談会	151-1124~1132		封筒	1	
6*2	(手紙文)		なし	沼津史談会	151-1126~1133		状	1	
7*1	(岡田昭男あて書簡)	あて先=千葉県千葉市...	1970昭和45年6月18日	碧南市尚古庵藤岡隆	151-1134~1135		封筒	1	
7*2	(手紙文)		1970昭和45年6月18日	碧南市尚古庵藤岡隆	151-1136~1138	コピー解読	状	1	
8	旧菊間藩士人名録	東京在住旧菊間藩士人名録 各府県在住旧菊間藩士人名録	大正はじめか	小野邦尚、太田栄	151-1139~1151	コピー	冊	1	印刷物
9	展示目録	千葉県教育史料展	1969昭和44年11月16日	千葉県教育センター	151-1152~1158*		冊	1	印刷物
10	千葉県上総国市原郡菊間村菊間	4千分の1の図	明治10年代字訳図写し	岡田寅三郎所有	151-1159~1167	コピー	大図	1	
11	菊間村字徳永台	(番地、氏名入)	明治10年代字訳図写し		151-1168~1178		大図	1	一部破損あり
12	(岡田家古地図)		なし		151-1209~1212		小図	多数	自宅地積図写し
					*一部のみ				

明治31年(1898) 〓菊間・岡田家文書  
水野忠敬、尊父岡田程八殿おくやみ書状

②封書

千葉県上総国市原郡菊間村  
岡田寅三郎殿  
(郵便切手 〓 4 銭) 親口

明治三十一年一月十四日午前十時過ぎ投  
東京市麹町区下二番丁四十七番地  
政四位子爵水野忠敬

③御香典袋

香華料  
金 三円  
正四位子爵水野忠敬

④たんざく

岡田程八ぬしの あたらしき 年たつやがて 岡のへに  
みまかりしを きえゆく露の おしくも有るかな 忠敬  
いたみて

①

今回尊父程八殿儀、病氣  
のところ薬石効なくついに去る九日  
盍然(がいぜん)易簧(えきさく)の報に接し  
追悼の至りに耐えず茲(ここ)に積年  
菊間、八幡所有地取り扱いの廉(かど)  
をもって香華料として  
金三円為替として封入  
呈進、聊(いささか)弔意を表し  
候あいだ、しかるべく承領希(こいねがい)たく、この段  
申し入れ候なり。

明治三十一年一月十二日  
正四位子爵水野忠敬



明治二十一年一月十四日  
東京市麹町區本町三丁目



山田信子書  
水野忠行

今圓号。父程八段。彼病家  
之。慶。藥。石。之。効。遂。考。了。九。百  
濫。然。且。為。筆。實。之。報。之。接  
長。特。之。正。之。耐。以。茲。之。接。子  
業。寫。八。情。耳。方。地。有。招。其。篇  
在。心。之。為。其。制。之。一。子  
金。冬。三。國。為。形。考。方。制。又  
足。多。取。另。考。考。考。考  
其。考。了。六。考。考。考。考。考。考  
中。の。考。也。

明治三十二年一月十日

四位子爵水野忠敬

岡田寅三郎殿



昭和45年(1970) Ⅱ 菊間・岡田家文書  
尚古庵・藤岡隆書状

拝復、早速ですが先般お家の御先祖  
のお墓についてお知らせ申し上げましたところ  
奥様から御返信を頂きありがたくお礼申し上げます。  
また折り返しお手紙を差し上げます。  
お手紙によりますとお母様は四月に亡くなら  
れましたとか、御哀愁の程お悔やみ申し上げます。  
御尊父様は老衰にて御就床も多いとのこと  
何分御高齢のことですから充分御加養  
して一日も早く御快方お祈り申し上げます。  
実はお墓のことですが、本日その西方寺にて再  
度詳細に調べ(墓の図を同封)しましたところ程  
八郎様の母のお墓でした。  
御先祖の程八郎様(郎を省くことはよくあります)  
については明治四十年御先祖の寅三郎様が  
澁の人名録を発行されておりまして、それに  
よりますと

家禄高十石 茂生  
岡田程八 寅三郎 英一 克三

(この人名録は昭和四十三年三月市原市教育委員会で  
「市原地方史研究第五号」に登才(載)されております。  
とあって岡田姓の藩士は一軒しかありませんので  
お家の墓には相違ありません。  
墓の法名は御家の位牌か過去帳で判ることと  
思います。

慶応四年は明治元年に当り、この時は当地の陣屋詰め  
であって程なく藩制改革で少参事服部純が  
着任の時は官員の名前にはありませんので沼津  
に転任となったことと思えます。  
なお、同封のありました香料としての金千円は  
お墓にお花をお供えしてお寺のお坊さん  
にお経を上げて頂いてお参り申したいと  
存じます、御了承下さい。

不

昭和四十五年六月十八日

愛知県碧南市字本郷十二

尚古庵

藤岡 隆

岡田昭男殿

押領早達より先般お家の傳光次

のお書に「つてお知らせ申すかまゝと

傳光次は返信を頂き有難くお禮申

す折返しお手紙を下さり申す

お手紙に依りましてお母様は胃弱に

れまゝと申す哀愁の程お悔み申す

傳光次は老衰にて傳光次もつと

は方傳光次令の申すに申す

して「日も早く傳光次方お祈り申す

まゝお書に申す申す申す申す申す

傳光次は調へ(書の内容と同封)まゝに

八郎孫の母の書にて

傳光次の「傳光次」(即ち者くこゝろよく

はつては明治四十年傳光次の書にて

藩の人名録を審判されし

よりまゝと

家後書す

岡田様へー「書こ申す」

「書こ申す」

「書こ申す」

「書こ申す」

「書こ申す」

「書こ申す」

八郎孫の...の墓...

先祖の... (郎と者く...)

明治四年... 傳説文の... 藩の人名録と...

家後方十石

周田様へ... 廿一

此人名録... 市史研究... 周田姓の藩士...

墓の... 氏家の... 思ひます

慶応四年は明治元年に... 藩制改革... 着山の時...

周田村のあり... お墓とお花とお世へ... にお終... 下さい

御中... 日

妻... 市... 氏...

藤 周 隆

周田 昭男 殿

お家の墓は如何に相違ありません

墓のほなは馬家の佳牒が過去帳で判りました  
思ひます

慶応四年は明治元年に當り此勝々当地の陣屋詰  
りあつて程なく藩制改革で少少ず服部紙が  
着山の時は官官の名前にありませんのむ  
に転化とあらう申し思ひます

島岡村のありまゝと香神とこの金4月はお墓とお花とお供へとお葬のお坊さん  
にお終ると上仰て頂てお参り申し度と  
なつます了了願下さい

り

御初めより之月十日

愛知県西尾市字本郷千三  
あり古庵

藤 周 隆

周田 昭男 敬

御初めより之月十日

刊

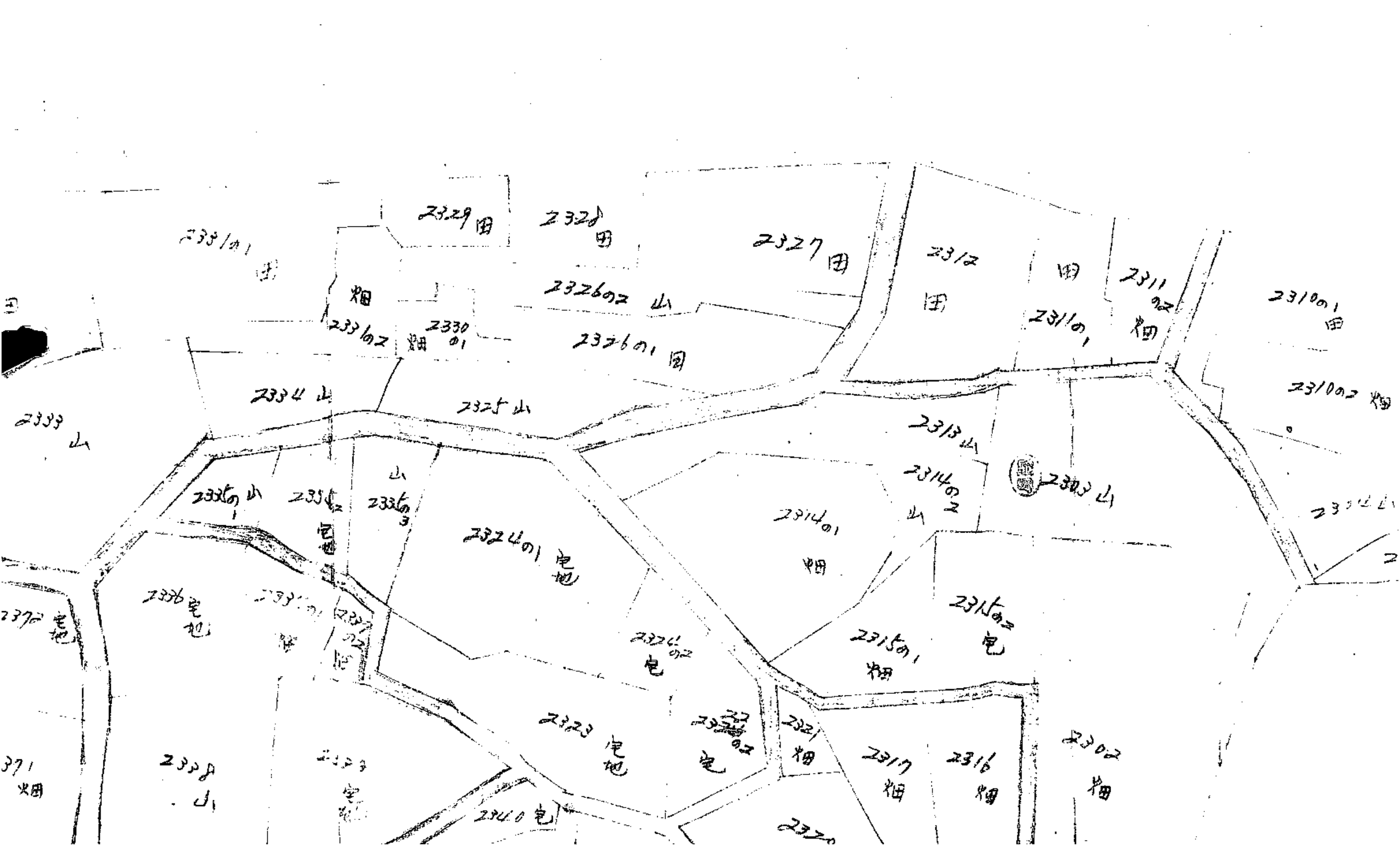
愛知県西尾市字本郷千三  
あり古庵  
4x7 藤 周 隆





千原縣  
上總國市原郡菊間村菊間  
四千分の一之圖  
岡田寅三郎所有

- 田畑宅地
- 山林野地
- 水
- 瓦地
- 道
- 字境



2338/01

2329田

2328田

2327田

2312田

2311

231001田

畑

232602山

23101

233602

233001

232601田

231002畑

2334山

2325山

2333山

2313山

2303山

231001

2335山

2334

2335

231402

231401

231002

232401池地

畑

231502池

2336池地

2337

2338

232602池

231501畑

2337池地

2323池地

2324

2321畑

2317畑

2316畑

2302畑

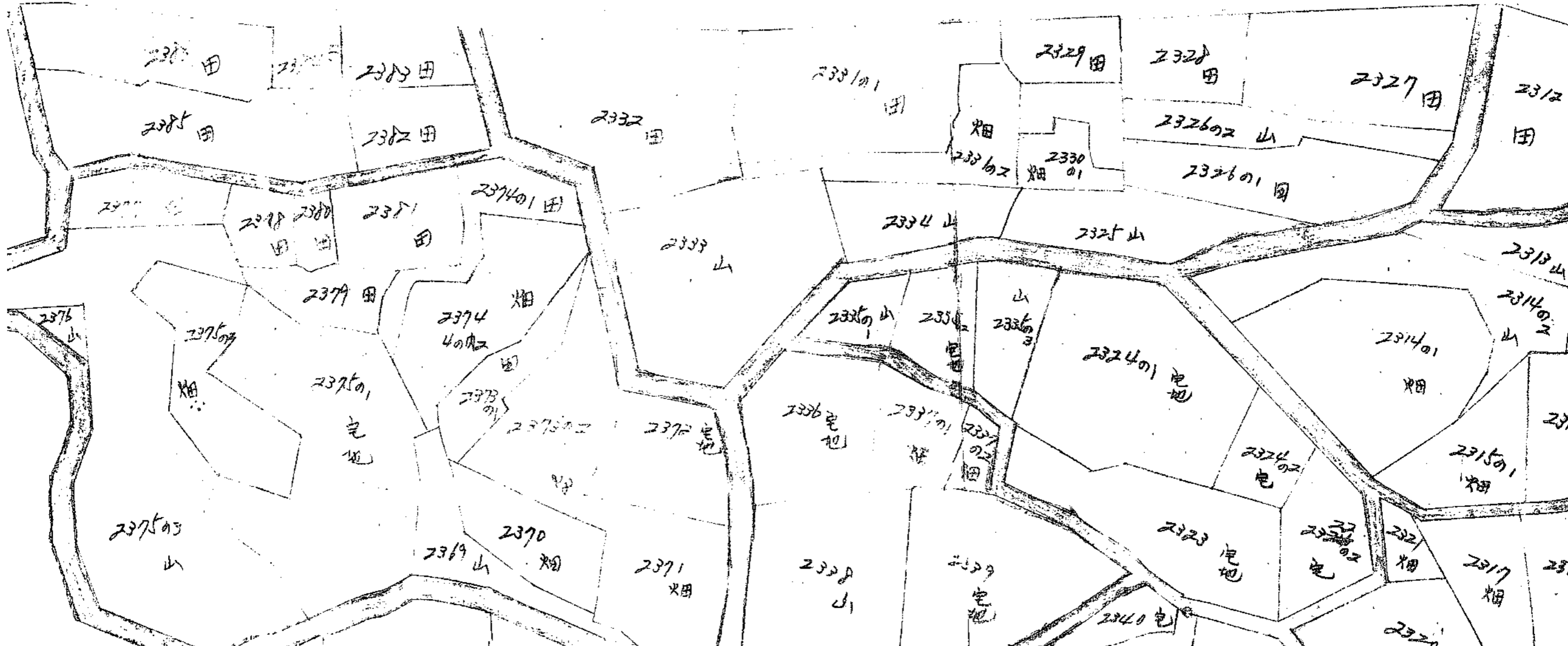
2371畑

2338山

2339

2340池

2320



2387 田

2385 田

2388 田

2380 田

2379 田

2374 畑  
4の池

2375の1  
畑

2375の1  
池

2373の1  
畑

2373の2  
畑

2372 池

2375の3  
山

2369 山  
2370 畑

2371 畑

2368 山

2369 池

2340 池

2323 池

2324の2  
池

2321 畑

2317 畑

2329 田

2328 田

2327 田

2331の1 田

畑

2331の2 畑

2330 01 畑

2326の2 山

2326の1 田

2312 田

2334 山

2325 山

2333 山

2313 山

2335の1 山

2335の2 山

2335の3 山

2314の1 山

2324の1 池

2314の1 畑

2336 池

2337の1 畑

2337の2 畑

2315 山

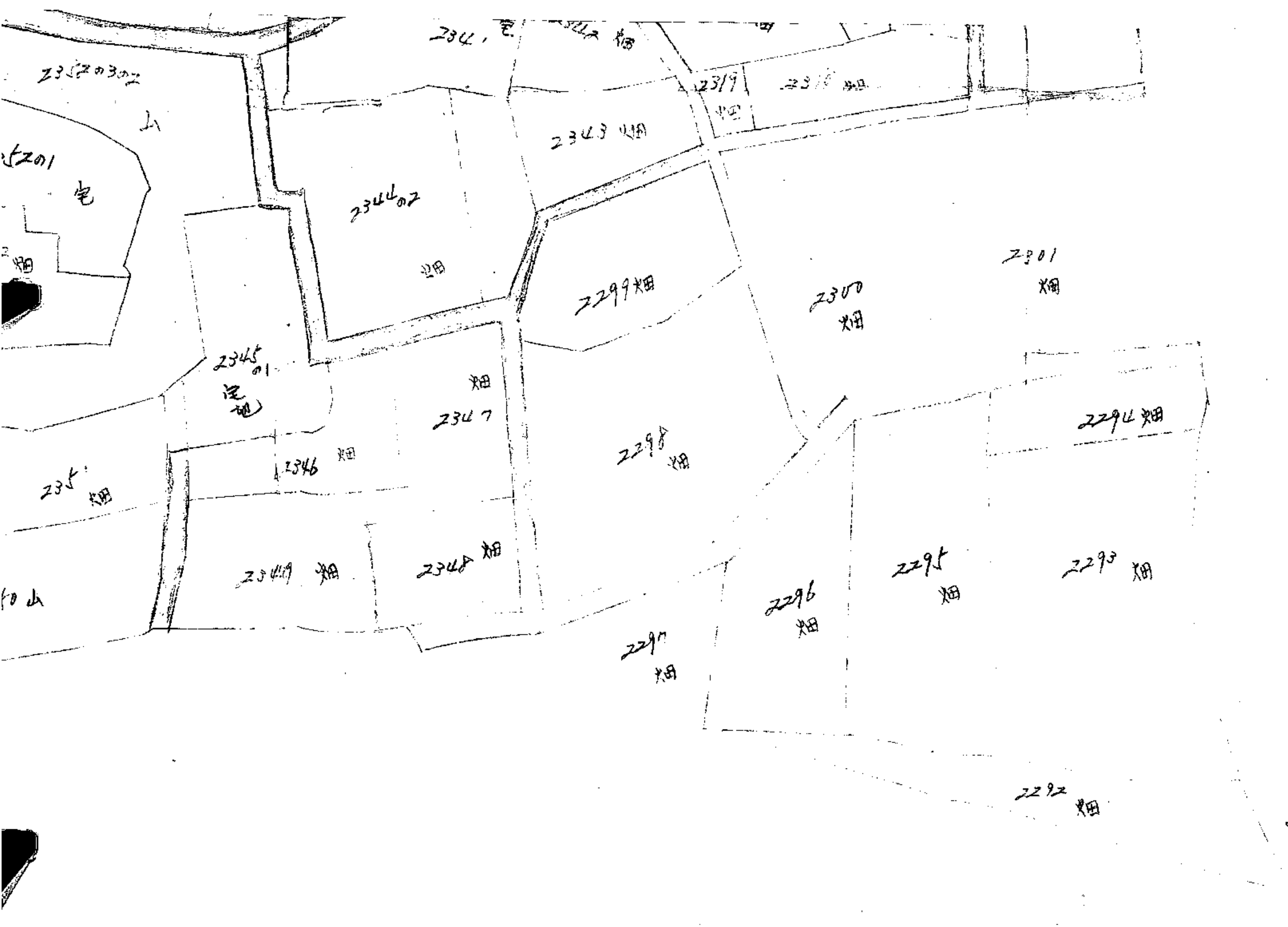
2315の1 畑

2324の2 池

2316 山

2320





23(20302

201

電

2341

2343 畑

2319 畑

2318 畑

2344 02 畑

2299 畑

2300 畑

2301 畑

2345 01 畑

2347 畑

2298 畑

2294 畑

2348 畑

2346 畑

2349 畑

2348 畑

2296 畑

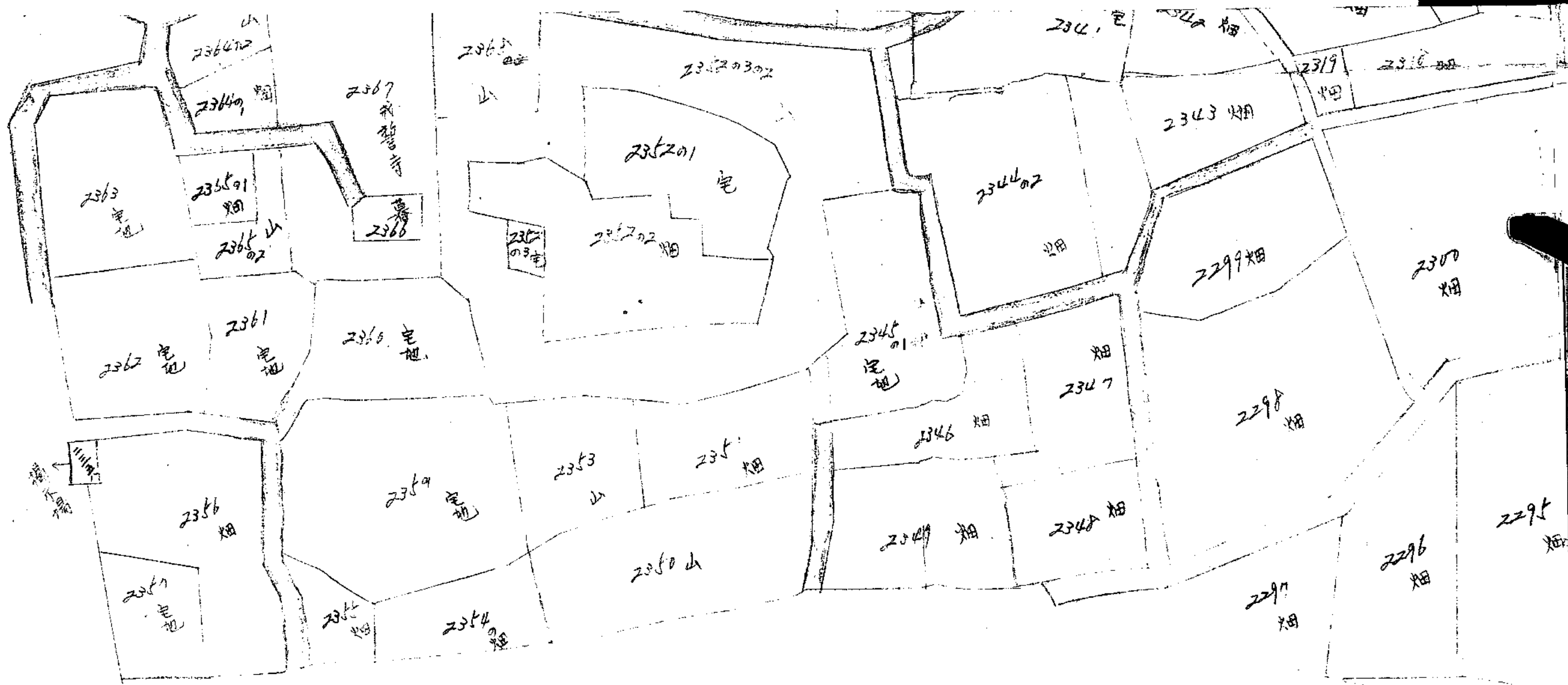
2295 畑

2293 畑

山

2297 畑

2292 畑





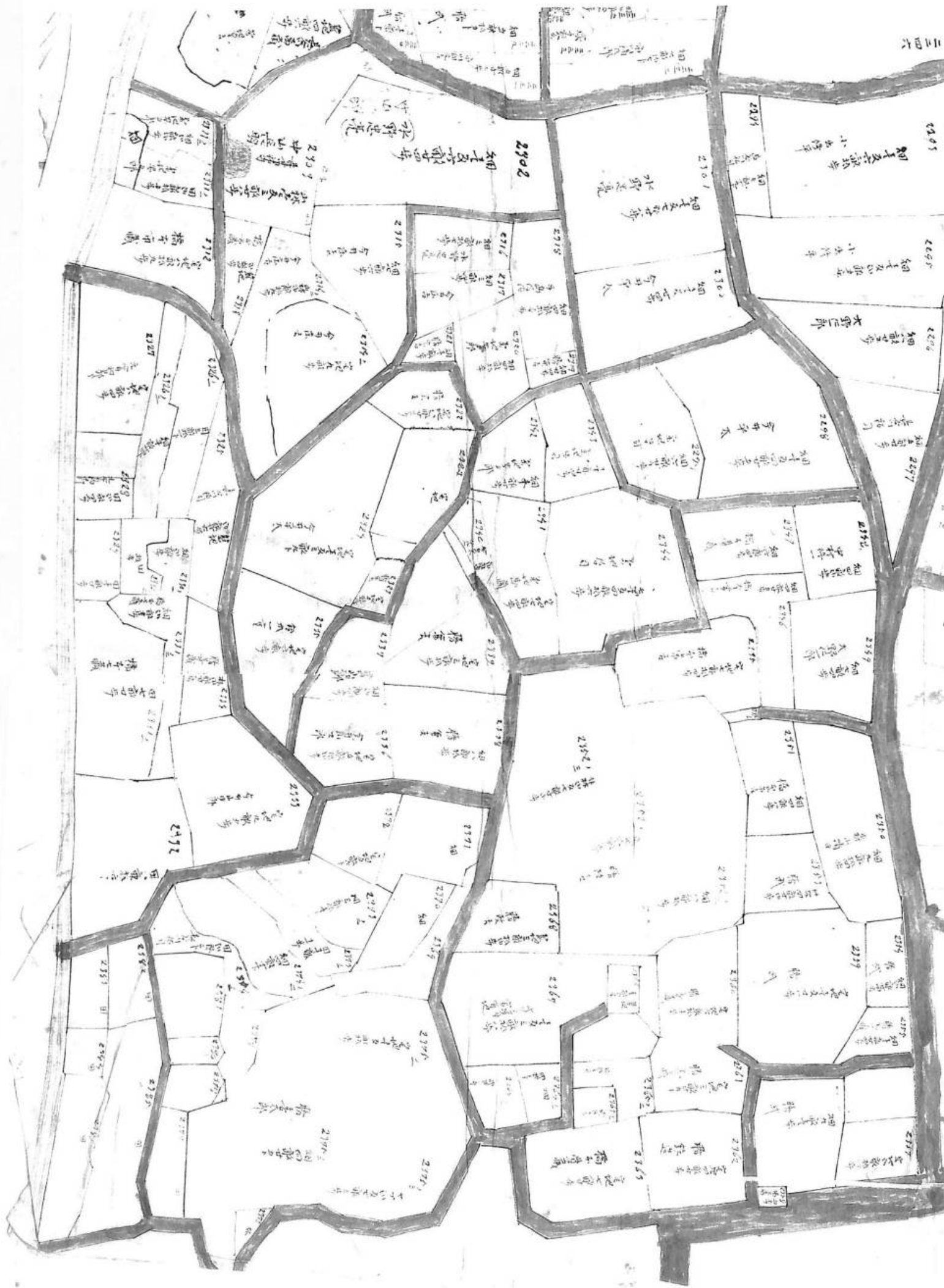
11-3

旧菊岡村

地区图



11-2  
 旧菊何村  
 记录、记录台地图



舊菊間藩士人名錄

# 舊菊間藩士人名錄

過般舊菊間藩親睦會、設立シテ、野隆吉君東京居住、舊藩人名錄ヲ編輯シ諸君大イニ重寶セラレ候。爾后他縣へ轉住或ハ改名等變更ヲ生シ候ニ付今般小野邦尚太田榮前編輯ノ人名錄ニ基キ之ヲ修正シ加フルニ他縣居住ノ人名錄ヲ附シ以テ諸君ノ便ニ供セント精製スルト雖モ多人數之義他縣居住ノ者盡クスルニ由ナク荒増ニ印刷シテ之ヲ諸君ニ質ス希ハ各位居住ハ勿論他縣居住ノ向モ御開及ノ居所且人名脫漏之程モ難計御一覽ノ上幸ニ御加筆被下小野太田兩名ノ内へ御投シ被下候上、更ニ複製シテ以テ一葉ヲ呈ス

## 舊菊間藩士諸君

小野 邦尚  
太田 榮

東京在住舊菊間藩士人名錄	住所	備考	姓名	住所	備考	姓名
麴町區有樂町三丁目壹番地	鹿地 保		飯島 英吉			伊藤 鐵五郎
赤坂區仲ノ町十壹番地	五十川 中		伊藤 銳三郎			伊藤 安平
京橋區築地二丁目七番地	稻垣 稻藏	本郷區元町二丁目六拾六番地	伊藤 金次郎			稻村 甲子次郎
麴町區飯田町四丁目壹番地	石橋兼太郎	神田區今川小路	服部 綾雄			
日本橋區堀切町二丁目七番地	石井 勇太郎	本郷區湯島三組町七十八番地	原川 拘平			
全區全町七番地	池野 泉橋		原川 權平			
芝區烏森町壹番地	飯島 直道		原川 徹平			
神田區神田淡路町二丁目東京職工	岩 本 芳雄	本郷區駒込片町	橋本 四郎			
目壹番地太田榮方同居學校生	井澤 志津馬	麻布區狸穴助五拾五番地	原田 草三			
府下南豐島郡駒場野農林學校內	今井 孝平	小營集治監舎	原田 莊平			
日本橋區堀切町二丁目五番地	石井 照吉	第九號	早房 孝德			
	石井 政勝	淺草山谷町六番地	早房 鉦太郎			

本所區相生町五丁目廿八番地  
 箱根 保孝全  
 箱根 菊男  
 馬場喜久三郎  
 原田 清民  
 長谷川松次郎

芝區愛宕下町二丁目二番地  
 芝區淡路町二丁目英吉利法  
 芝區新錢座町五番地  
 芝區神田區淡路町

堀江 弘貞  
 堀江 利貞  
 堀江 務  
 堀江 三郎  
 堀江 隆吉

利貞  
 利貞  
 利貞  
 利貞  
 利貞

小石川區上富坂町  
 京橋區澁山町八番地  
 芝區田町四丁目拾番地

鳥田 貞吉  
 鳥田 貞吉  
 鳥田 貞吉  
 鳥田 貞吉  
 鳥田 貞吉

芝區愛宕下町四丁目壹番地  
 芝區神田區淡路町壹丁目  
 芝區山下町拾番地  
 深川區東六間堀町廿二番地

岡山 虎雄  
 大野 光吉  
 大野 均平  
 小川 鏡吉  
 大野 十カ

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

渡邊 孝  
 渡邊 五郎  
 渡邊 壯吉  
 和田 純吉  
 和田 茂助

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

神田區淡路町壹丁目壹番地  
 下谷區徒町壹丁目六拾番地  
 芝區愛宕町三丁目二番地  
 芝區愛宕下町二丁目一番地

吉田 中  
 吉野 政吉  
 吉野 榮次郎  
 吉野 浩平  
 吉村 仙太郎

吉野 正太  
 吉野 正太  
 吉野 正太  
 吉野 正太  
 吉野 正太

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地

芝區公園地内六十壹號  
 芝區彌生町壹丁目  
 芝區富士見町貳丁目  
 芝區四番地  
 芝區雛子町三拾四番地



神田區錫町壹番地 矢部藤太郎 京橋區木挽町貳丁目拾壹番地 深澤 輝吉  
 赤坂區青山南町六丁目 山崎 與神田區猿樂町壹丁目五番地 藤田 牛太  
 拾八番地 山田 鏡太郎 日本橋區濱町三丁目三番地 二見 美久  
 日本橋區橋町貳丁目八番地 八島 鈴次郎 藤重 温  
 日本橋區大町一丁目 柳澤 專二  
 日本橋區本町廿六番地 山田 久作 機草區下平右衛門町六番地 小林 信近  
 日本橋區坂本町拾九番地 山田 喜代治 芝區神明町拾三番地 近藤 慎七  
 京橋區山下町拾九番地 山崎 一 芝區愛宕下町三丁目貳番地 小林 好豐  
 水口 秀長 方同居 山崎 平吾全 小林 研二  
 神田區猿樂町八番地 山崎 永次郎 本鄉區駒込東片裏百貳拾番地 小林 昌訓  
 四ヶ谷區坂町六番地 松崎 連 本所區林町貳丁目八拾三番地 小林 福藏  
 日本橋區濱町貳丁目八番地 松崎 連 本所區林町貳丁目八拾三番地 小林 克太郎  
 芝區愛宕下町 前田 豐藏 芝區南久間町貳丁目 小寺 四郎太  
 芝區愛宕下町 前田 豐藏 芝區南久間町貳丁目 河野 彌市  
 全 前田 鐵太郎 河野 彌太郎  
 神田 神田 深澤 要樹 〇二之部 近藤 讓吉

全 信一父 水原 靜枝 全區芝新錢坐町拾五番地 水田 仁之助  
 半込區原町貳丁目廿八番地 菊地 涉 深川區伊勢崎町三拾三番地 水田 謙三郎  
 日本橋區濱町壹丁目三番地 木村 保藏 京橋區山下町拾九番地 氷口 彌次郎  
 〇二之部 本所區松井町一丁目拾四番地 祐乘坊 瑞明 〇三之部 湯山 政治 本所區林町二丁目卅貳番地 鹽谷 萬治  
 〇三之部 湯山 治亮 〇七之部 廣瀬 慶外  
 麻布區宮村町六拾番地 湯山 治亮 芝區芝田村町十六番地 平賀 緝治  
 〇三之部 日本橋區蠣壳町壹丁目 三浦 徹 芝區櫻田櫻川町四番地 土方 武  
 四番地 三浦 千尋 芝區櫻田櫻川町四番地 土方 實  
 全 微父 三浦 不二尾 千住貳丁目拾七番地 土方 實  
 京橋區山下町五拾壹番地 水口 秀長 芝區區橋場町四十六番地 土方 實  
 芝區區橋場町四十六番地 水口 申作 芝區區內幸町貳丁目壹番地 土方 實  
 五拾壹番地 三橋 直茂 全 神田區金澤町廿五番地 廣田 平  
 芝區濱松町二丁目廿五番地 宮部 極平 神田區金澤町廿五番地 廣田 平

本所區太平町一丁目廿貳番地 遠藤 省吾 芝區濱松町貳丁目廿三番地 佐々木 定靜  
 神田區西小川町壹丁目九番地 江本 賢次郎 芝區本町四拾四番地 佐々木 從吉  
 〇六之部 神田區三崎町壹丁目四番地 精一 手島 信治 下谷區練堀町四拾番地 酒井 道謙  
 本鄉區天神町壹丁目 長男 手島 信治 下谷區徒町壹丁目四拾三番地 酒井 義政  
 五拾六番地 寺田 織尾 千住南組七番地 久藏 佐藤 鏡吉  
 〇六之部 下谷區竹町拾四番地 齊 本鄉區元町二丁目 長男 三田 肇吉  
 本所區林町二丁目六十二番地 青地 齊 六拾六番地 長男 笹間 清記  
 小石川區指ヶ谷町六拾壹番地 天野 初尾 全 芝區區淡路町二丁目 教孝 櫻井 鉄太郎  
 芝區金杉町二丁目拾四番地 淺海 英吉 全 芝區區太田榮方 長男 櫻井 鉄太郎  
 雨宮 邦雄 下谷區徒町三丁目四拾三番地 教孝 二男 櫻井 駒次郎  
 天野 六藏 日本橋區數寄屋町 千代鏡 齋藤 米吉  
 阿曾 啓次郎 八番地 芝草區新谷町三番地 柳原 芳樹  
 秋元 米藏 全區新堀町廿二番地 三田 久藏  
 〇六之部 京橋區南鍛冶町壹丁目 木原 信一

〇七之部 麻布區永坂町六拾四番地 本山 漸全 京橋區八官町拾六番地 杉山 武司  
 南豊島郡千駄ヶ谷村 奉岡 龍雄 北豊島郡坂本村百八番地 杉山 才吉  
 芝區濱松町貳丁目廿三番地 本岡 鏡次郎 森 直一 杉山 喜太郎  
 日本橋區元大坂町四番地 森 直一 望月 千秋 菅原 喜平  
 深川區山本町七番地 望月 功 森川 梅吉 杉浦 林太郎  
 〇七之部 神田區錦町貳丁目三番地 關根 源平 關根 常吉 菅谷 壽雄  
 全 神田區神田路町貳丁目 源平男 關根 常吉 千頭 和隆太郎  
 丁目壹番地 太田 榮方 務男 瀬川 夏太郎  
 小石川區竹早町三拾 源平 二男 關根 定吉  
 七番地 半賀 義美方 〇六之部 神田區五軒町廿五番地 諏訪 猶八  
 芝區櫻田伏見町拾番地 鈴木 源一郎

各府縣在住舊菊間藩士人名錄

住所 備考 姓名

○1之部

千葉縣上總國市原郡菊間村	五十川 敏	靜岡縣駿河國駿東郡沼津	全	井管 久成
全	五十嵐 親	全	全	石川 悌太郎
全	岩本 式二	全	全	生田 直太郎
全	池田 良藏	全	全	生田 米太郎
全	入江 泮之助	全	全	生田 福松
全	式二長男 岩本 幾雄	全	全	今井 林助
全	伊庭 丈夫	全	全	今井 財助
全	石和 正方	全	全	稻村 德藏
全	字 繩口	全	全	石橋 千丈
全	大庭 村	全	全	岩崎 榮之助
全	山木 村	全	全	今井 維則
全	篤養子 今井 喜三郎	全	全	岩下 晉
全	伊藤 善利	全	全	岩城 魁
全	善利三男 伊藤 溥	全	全	石川 七十郎
全	岩田 正雄	全	全	萩原 秀治
全		全	全	林澤 玄八郎

十一

各府縣在住舊菊間藩士人名錄

住所 備考 姓名

○1之部

千葉縣上總國市原郡菊間村	五十川 敏	靜岡縣駿河國駿東郡沼津	全	井管 久成
全	五十嵐 親	全	全	石川 悌太郎
全	岩本 式二	全	全	生田 直太郎
全	池田 良藏	全	全	生田 米太郎
全	入江 泮之助	全	全	生田 福松
全	式二長男 岩本 幾雄	全	全	今井 林助
全	伊庭 丈夫	全	全	今井 財助
全	石和 正方	全	全	稻村 德藏
全	字 繩口	全	全	石橋 千丈
全	大庭 村	全	全	岩崎 榮之助
全	山木 村	全	全	今井 維則
全	篤養子 今井 喜三郎	全	全	岩下 晉
全	伊藤 善利	全	全	岩城 魁
全	善利三男 伊藤 溥	全	全	石川 七十郎
全	岩田 正雄	全	全	萩原 秀治
全		全	全	林澤 玄八郎

十一

全縣下總國千葉郡千葉町 萩原 義衛全  
 全 大森村 伴 張 房全  
 全 寒川村五百八番地 原田 直全  
 全 靜岡縣駿河國駿東郡沼津 濱崎 福治全  
 全 長谷川 伸吉全  
 全 東間門村 林 四郎全  
 〇ニ之部 美久男  
 富田 又吉  
 富田 鐘次郎  
 富田 英美  
 富田 彦彌  
 富田 尙一  
 富田 登良二  
 富田 終吉  
 富田 耕藏  
 〇ノ之部  
 別所順次郎 十葉縣上總國市原郡菊間村 小原 直理  
 〇ノ之部 岡田 程八  
 大河内 初  
 千葉縣上總國市原郡菊間村 戸塚 昌吉全

全 八幡驛 大井 平 太千葉縣上總國市原郡菊間村 渡邊 修次郎  
 全 萩之作 大久保 榮次郎全 渡邊 義則  
 全 全縣千葉郡千葉町 大塚 正樹全 田浦 渡邊 徳馬  
 全 鴻ノ臺 岡田 寅三郎全 塚本 村 渡邊 喜作  
 全 八幡驛 太田 永直 〇ノ部  
 全 萩之作 大塚 沃美 千葉縣上總國市原郡菊間村 加藤 貞幹  
 全 全縣千葉郡千葉町 大須賀 光顯全 神谷 乙度  
 全 鴻ノ臺 小原 虎作全 春日 信治  
 全 靜岡縣駿東郡沼津附近 岡田 常太郎全 川島 兼吉  
 全 香貫村 大室 貞一全 勝 昌 直  
 全 沼津 大嶋 米三郎 十葉縣 神戶 三三  
 全 沼津 大石 義郎 靜岡縣駿東郡沼津 相崎 又四郎  
 全 沼津 岡本 リン全 ミヅリヤ 地方 神谷 伸次郎  
 全 沼津 尾崎 一平全 中村 村 金澤 六郎  
 全 沼津 小野 兼 千葉縣上總國市原郡菊間村 金澤 久  
 全 沼津 尾崎 容全 六郎男 金刺 類次郎  
 全 沼津 大畑 忘 千葉縣上總國市原郡菊間村 十三

〇ヨノ部 下石田村 田村 鉄也  
 千葉縣上總國市原郡菊間村 横田 孝弘 靜岡縣駿東郡御殿地方 高橋 鋪太郎  
 全 八幡驛 横田 政俊 全伊豆國三嶋驛宮田卅五番地 高安 益謙  
 全 八幡驛 吉村 信敬 神奈川縣下三浦郡橫須賀 高須 恒  
 全 八幡驛 吉村 喜十郎 千葉縣下總國會我野 田中 久次郎  
 〇ノ之部  
 千葉縣下總國千葉町 谷 和 純長 靜岡縣肥前國佐世保港 辻村 容吉  
 〇ノ之部 谷 豐太郎 土屋 七男留  
 高田 新三 土屋 ヨ  
 高田 壽作 〇ノ之部  
 竹内 申吾 靜岡縣駿東郡沼津 根井 順親  
 竹内 次郎太 〇ノ之部 根岸 鈕吉  
 竹内 三男士 〇ノ之部  
 竹内 喜滿 靜岡縣駿東郡沼津 奈原 橋義夫  
 鷹野 兼次郎全 香貫村 長岡 孫六  
 伊達 兵藏全 中村 村 中村 林作  
 谷 仙八全 中村 竹太郎

大坂府大坂南區綿屋町 田邊 貞吉  
 千葉縣下總國千葉町 南條 喬 靜岡縣駿東郡沼津 黒野 卯三郎  
 大坂府北區金屋一丁目 中根 庸全 香貫村 久保 直四郎  
 三拾番番地 〇ノ部 神奈川縣三浦郡橫須賀 栗原 五郎三郎  
 〇ノ部 梅原 重藏全 逸見 村三百一十一番地 栗原 源  
 靜岡縣駿東郡沼津 全長久 岐郡本牧 熊切 水  
 〇ノ之部 千葉縣下總國千葉町 智善男 内野 周太郎 草間 文雄  
 全 靜岡縣駿東郡沼津 内野 知善 〇ノ部  
 全 香貫村 宇佐美 靜枝 靜岡縣駿東郡沼津附近 山本 龜八  
 全 香貫村 内野 正全 山本 源藏  
 全 香貫村 鶴澤 破全 香貫村 山田 銀藏  
 〇ノ之部 内野 繁三郎 〇ノ部 山田 銀藏  
 〇ノ之部 野田 常 全伊豆國三島驛 柳下 知之  
 全 北條村 野口 平藏 山口縣長門國太浦郡豐嶋村 山崎 惠三郎  
 〇ノ之部 〇ノ部 宇佐美 靜枝 靜岡縣駿東郡沼津附近 柳澤 房八  
 千葉縣上總國市原郡菊間村 黒澤 著 千葉縣上總國市原郡菊間村 柳澤 房八  
 全 〇ノ之部 黒澤 金全 眞野 野小太郎

全 伏見村 増永 正發全  
 全 日吉村 前田 新平全下總國千葉町  
 全 香貫村 増田 丑太全 大和田村  
 新鶴縣越後國新鶴旭町九番地松山 縁靜岡縣駿東郡沼津  
 宮城縣仙臺區本町通百拾四番増永 洋吉全  
 〇、ノ部  
 靜岡縣伊豆國三島縣 深澤 雅甫全 大場村  
 浦田五月十一番地 深澤 千三郎 長崎縣肥前國長崎  
 全 駿東郡沼津 深澤 昌吉 〇、ノ部  
 全 水澤村 深澤 爲吉 千葉縣上總國市原郡菊間村  
 全 山木村 二木 幹 靜岡縣伊豆國君澤郡大場村  
 〇、ノ部 大坂府西成郡北條津村  
 千葉縣上總國市原郡菊間村 小安又三郎 〇、ノ部  
 河野 利貞 千葉縣市原郡菊間村 秋山 櫻  
 全 八幡驛 駒村 悳全 安藤 徳次

全 相田 由三全 齋藤 重太  
 全 山木村 秋場 重三郎全 齋藤 仲藏  
 全 菊間村 天野 シヅ全 櫻井 正吉  
 全 山下總國千葉町 天野 岩三郎 全下總國千葉町 佐野 周三郎  
 全 靜岡縣駿東郡沼津 藍澤 勝之全 佐野 鐘士  
 全 香貫村 新井 弘三 靜岡縣駿東郡沼津西 櫻井 教孝  
 全 下谷田村 秋元 朝吉全 後町百廿五番地 佐野 ヲヅ  
 全 安孫子信多 靜岡縣相模國新井町 齋藤 梅吉  
 全 青木 善三 靜岡縣沼津市 樹原 直温  
 全 淺井 善三 〇、ノ部 佐野 延朗  
 全 青木 鹿三 千葉縣上總國市原郡菊間村 北島 船太郎  
 全 淺井 友平 靜岡縣駿東郡沼津 木塚 錦一郎  
 全 秋元 政兵衛 〇、ノ部  
 全 中村村 秋山 榮 千葉縣上總國市原郡菊間村 祐乘 坊瑞直  
 〇、ノ部  
 千葉縣 總國市原郡菊間村 佐久間 慶造 千葉縣上總國市原郡菊間村 宮島 貫一  
 〇、ノ部  
 十七

全 宮本 徳太郎全 今澤村 一杉 勝次  
 全 水間 惇平全 伊豆國修善寺 廣澤 徳次郎  
 全 宮川 右一大坂 廣瀬 坦  
 全 三惠 由哲 〇、ノ部  
 全 水口 トヲ 千葉縣上總國市原郡菊間村 森下 聰  
 全 三惠 徳太郎全 持田 ヤヨ  
 全 水野 重徹全 八幡宿 森 惟孝  
 〇、ノ部 望月 古三郎  
 全 柴田 眞勝 靜岡縣駿東郡シロヤ地方 望月 尙頼  
 全 重見 豊治全 中村村 望月 尙頼  
 全 柴田 勤七 〇、セノ部  
 全 島田 則裕 千葉縣上總國市原郡菊間村 千頭 和叶  
 全 安房國安房郡北條村 島村 峯 窪全 清時 三郎  
 字六軒町 島津 元圭 全下總國千葉町市場 瀬川 秀  
 靜岡縣駿東郡沼津 島津 精一全 下石田村 芹澤 純太  
 〇、ヒノ部 全全 關 眞平  
 靜岡縣駿東郡沼津川原町 平田 常吉 十三番地 芹澤 俊一郎

全 橫町 芹澤 文次郎全 生質村 鈴木 明功  
 全 ミシロヤ地方 芹澤 皆藏 靜岡縣駿東郡沼津 鈴木 徳得  
 全 關 右太郎全 鈴木 徳得  
 全 瀬川 邦衛全 鈴木 徳得  
 全 瀬川 四郎全 城內町五十九番地 鈴木 安平  
 全 關 勘四郎全 香貫村 諏訪 治助  
 全 芹澤 三治全 全 杉山 甚平  
 全 鈴木 重雄全 小林村 杉山 徳  
 全 鈴木 士吉全 伊豆國三島縣 鈴木 雄重  
 全 杉山 ハツ全 菲山 鈴木 正税  
 全 杉山 藤年全 杉山 伊太郎  
 全 杉浦 富雄 杉見 謹吾  
 全 菅沼 壽雄  
 全 勝呂 康平  
 全 勝呂 直  
 全 九百番地内五號  
 全 下總國千葉北道場町  
 全 下總國千葉北道場町  
 十九

18 旧菊内湾士人名録

國名一五德國市...

前商村一...

德宮...

身化本國...

上信者...

上海立國...

日志賀高...

毛比年...

以後...

...

...

千景氏...

德川氏...

王政...

...

...

...

...

...

...

...

...

該板所屬之木村、設此三小區、時、如、月、十、等、以、爲、之、  
自、郡、利、施、力、自、十、等、之、在、那、廳、管、理、屬、之、木、村、  
三、村、以、外、長、後、場、役、區、  
疆、域

東、大、阪、早、川、南、山、本、西、八、幡、筋、之、皆、睡、解、  
山、之、界、上、之、古、市、場、之、字、村、用、以、界、之、限、  
幅、員

東、而、於、三、町、七、十、二、之、南、北、於、七、町、四、十、五、同、田、重、九、  
九、町、八、字、面、積、一、拾、壹、方、八、十、六、百、三、十、六、坪、  
里、程

一、元、標、木、村、子、重、境、  
戶、在、後、場、前、平、葉、縣、藤、北、方、重、三、十、四、丁、九、三、百、一、尺、  
古、市、場、村、之、控、武、所、之、自、身、大、阪、村、之、控、武、所、之、古、市、場、

村、武、控、町、南、山、本、村、之、控、武、所、之、八、幡、筋、武、控、武、  
町、七、町、二、町、  
東、島、錦、即、船、橋、之、地方、七、町、武、控、町、  
四、控、七、町、即、福、即、修、院、(東、方、七、町、北、九、町、五、控、同、本、郡、  
能、拜、町、之、南、方、二、町、木、村、河、(東、方、七、町、三、十、町、  
二、十、六、町、

地、勢

田、面、中、坦、畑、宅、地、之、地、形、高、之、南、方、之、原、野、  
大、阪、能、滿、口、外、之、系、野、之、接、接、也、

地、質

赤、里、色、之、土、福、美、之、土、是、粟、之、向、

神、社

八、幡、神、社、一、村、社、之、木、村、南、方、字、義、堂、也、

境内無神社也。元祿天皇大六天年財天、  
 日板 日宮 千五百餘社

稻荷社 村社 三本村 康吳字 聖境  
 北坪三石 松九坪 康野 稻倉 觀音 下之  
 次 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野

境内 銀香 稻子 周 回 回 回 回 回  
 了 了 了 了 了 了 了 了 了 了  
 寺院  
 千光院 本村 康吳字 鍛冶 石前 寺 地坪  
 七百二十 寺 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

⑥

地坪 康野 千四百七拾四坪 祭神 日守 康野 武 武麿 榎

大鶴 鶴野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
大日守 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野  
 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野 康野

⑤



分輝美言宗善志山十家又平為郡高  
寺末流丁之天孫四年三月十日呈狀則法

御開基

福壽院之本村身字柳邊三平地坪高九九

坪高九九宗延壽山十家又平為郡高寺上同之別

地高德寺未流十少天德二年度以三月九日

錄惠法印之同基ヲ

遊踪

本村ハ幡ノ東ニ折リ本村ヲ經過七歳若ニ若

一都俣你鏡ノ又本村ヲ下取ノ京中ノ西

旁亦長南ノ目迄下本村直線後解ノ中三同

頃差

(一)

②

山城五雲宗郡東乃町智德院末派因  
宇沓郡醍醐村醍醐寺末乙應五年壬辰  
五月廿一日廣海僧於同基ヲ

觀音寺ハ村中矣北方字畑中ニ地

坪三百九十一坪言宗白子小卜号久京

都府山城國愛宕郡東乃町智德院末

流本村千光院ノ徒ニテ又安七ニ以

及七月十日照海僧於同基ヲ

月堂院本村ノ南字城足地ニテ地坪方

八十二坪言宗北計山卜号又本村千光院

ノ末ノ別基ニテ言宗北計山卜号又本村千光院

可於寺ノ本村ニテ字德兼ニテ地坪言

①

天正十三年己酉八月朔日于素州  
怒侍留為中印過配候外大馬之邊之印  
為之續朝飛懸以萬五郎一夜懸入管倉  
歸救而道朝飛集林知生等手之念公進兵  
獲對對同者以之候於對對朝飛加管倉  
不念公清月五日卒  
續國高田

10



本村北之字平親王山ノ塔ノ丘岡ノ林樹中  
將門ノ墓ト云アリ碑ノ面ニ文字アリ此數百年ノ凡爾  
燥遺ニ傳々ノ年ノ歲スル不能ノナク未夕其由來ヲ  
詳ニス蓋將門滅之後曰良僅三三三其遺物ヲ地所

9

藩歷次  
可成二寺ニモ七月領主水野忠敬故因ヲ承還し更  
ニ刻ヲ著知事ニ被任者ノ本村ノ中文字聖境ニ傳  
フ経堂ニテ民院ヲ為ス同皇辛未七月原藩  
豐縣ノ前村為藤縣ノ系字縣廢トスレヨリ  
史ニ本夏津縣ノ屬ス於是為高野ノ村ノ廢ス今傳ノ一  
皇様ヲ存ス

11

千葉氏の所領たり。千葉氏亡び天正十八年庚寅以降  
徳川氏の所領に帰し、幕士六名の采邑(さいゆう)たり。徳川氏  
大政返上の後、明治元年戊申七月官(谷)県に属し、同  
年八月水野出羽守(後羽後守と改む)忠敬(駿河国駿東郡沼津城主  
高五万石)封を  
上総土に転ず。すなわちその所領に属す。同二年辛巳六月忠  
敬版図を奉還す。同年七月忠敬さらに菊間藩知事  
に任せられ、本村字雲境に藩庁を經營してこれに居る。同四年  
辛未七月藩を廃し県を置くに方(あた)り菊間県に属す。同年  
十二月さらに木更津県の所轄に属す。同六年癸酉六  
月千葉県に属す。同年七月第五大区三小区に編入、  
同七年甲戌九月三小区(菊間村外三十五か村)扱い所を本村に設立  
す。

該扱い所を本村に設る。三小区の時のごとし。同十一年戊寅十一  
月郡制施行より千葉市原郡庁の管理に属し本村に  
(本村外三か村併合)戸長役場設置す。  
疆(境)域  
東は大厩・草刈、南山木、西は八幡宿にして皆畦畔をもつて  
界(境)とす。北は古市場にして宇村田川をもつて界を限る。

幅員  
東西三十三町五十二間、南北十五町四十間、周回り二里二十  
九間、面積八十一万八千八百三十六坪  
里程  
元標(本村字雲境戸長役場前)千葉県庁へ北方二里三十四町九  
十三間一尺、古市場村へ十二町一間、東大厩村へ十五町、草刈

上総国市原郡菊間村誌

菊間村は往古、菊麻(久久万)と称す(市原郡に属す)。その創置  
の年曆詳ならずといえども、古事記に(和銅五年正月二十八日、勲五等太安  
麻呂  
上(たてまつる)曰く淡海の志賀高穴  
穂宮に座(おわ)し天下治(あめのしたし)らしめすなり。中略、  
大國、小國の国造(くにのみやつこ)定め賜うとあり、また旧事  
本紀国造部一百四十四、一百三十五国造中記、それ上総に在るは  
六、一に曰く、須恵国造(今君津の一部たり)  
二に曰く馬来田(今君津の一部、元望陀郡)、三に曰く上海上  
国造(合併市原郡)、四に曰く伊基国造(今夷隅郡)、五に曰く武  
社国造  
(今山武郡の一部)、六に曰く菊麻国造(今市原郡菊間村)同所菊  
麻国造の条に  
曰く、志賀高穴穂の朝(みかど)御代、无那志(むさし)の国造の  
祖兄多  
毛比の命(えたまひのみこと)児(こ)、大鹿国造直を国造に定め  
賜うとこれ往古は菊麻  
と称したる明らかなる証(あかし)なり。  
以後数百年間文書の微するに足るものなし。中世に至り

年号無記(明治中期) II 菊間・岡田家文書  
上総国市原郡「菊間村誌」

上総国市原郡菊間村誌

菊間村は往古、菊麻(久久万)と称す(市原郡に属す)。その創置  
の年曆詳ならずといえども、古事記に(和銅五年正月二十八日、勲五等太安  
麻呂  
上(たてまつる)曰く淡海の志賀高穴  
穂宮に座(おわ)し天下治(あめのしたし)らしめすなり。中略、  
大國、小國の国造(くにのみやつこ)定め賜うとあり、また旧事  
本紀国造部一百四十四、一百三十五国造中記、それ上総に在るは  
六、一に曰く、須恵国造(今君津の一部たり)  
二に曰く馬来田(今君津の一部、元望陀郡)、三に曰く上海上  
国造(合併市原郡)、四に曰く伊基国造(今夷隅郡)、五に曰く武  
社国造  
(今山武郡の一部)、六に曰く菊麻国造(今市原郡菊間村)同所菊  
麻国造の条に  
曰く、志賀高穴穂の朝(みかど)御代、无那志(むさし)の国造の  
祖兄多  
毛比の命(えたまひのみこと)児(こ)、大鹿国造直を国造に定め  
賜うとこれ往古は菊麻  
と称したる明らかなる証(あかし)なり。  
以後数百年間文書の微するに足るものなし。中世に至り

境外無格社七、天神、天王、大六天、弁財天、日枝、日宮、千葉神社なり。  
稻荷神社は村社にして本村中央宇雲境にあり、地坪三百八十九坪、祭神倉稻魂命にして明治元年戊申七月蕪間藩封の時鎮座、治元年戊申七月蕪間藩封の時鎮座、明治十二年己卯年八月村社に列し、毎年四月三日例祭を行なう。  
境内に銀杏大樹あり、周囲四間一尺、乳房を垂るる状あり、一千年來の物と言ひ伝う。  
寺院  
千光院は本村の中央宇鍛冶屋の前にあり、地積七百三十六坪、真言宗印内山と号す、京都府

山城國愛宕郡東瓦町智徳院末流、同國宇治郡醍醐村醍醐寺末、正徳五年壬辰五月二十一日広濟僧都開基なり。  
觀音寺は村中央より北方宇畑中にあり、地積三百九十一坪、真言宗白子山と号す、京都府山城國愛宕郡東瓦町智徳院末流、本村千光院の門徒にして文安五年戊辰七月十日照海僧都開基する所たり。  
月光院は本村の南宇城見崎にあり、地積百八十二坪、真言宗北斗山と号す。本村千光院の末なり。開基、創立不詳という。  
戒誓寺は本村の西宇徳永にあり、地積四百

村(二十町、南山木村へ十二町、西八幡村町二十二町五十六間、東葛飾郡船橋へ北方七里二十町四十七間、印旛郡佐倉へ東方七里二十九町五十間、本郡鶴舞町へ南方六里、木更津へ西方七里三十一町二十六間)  
地勢  
田面は平坦、畑宅地は地積(二や)高く、南方に原野あり。大厩、能満、山木の原野に接続せり。  
地積  
赤黒色にして稲、麦、大小豆、粟に可なり。  
神社  
八幡神社は村社にして、本村の南方宇若宮にあり。

地坪二千四百七十四坪、祭神日本尊武(武甕槌)、武甕槌の(命)大鷦鷯尊(おおささぎのみこと)にして日本武尊、武甕槌命は天武天皇元年己酉(大日本史、日本書紀には作天武天皇二年、社記には白鳳二酉年とあれども蓋(けだ)し誤りならん)三月十三日茲(この)地に鎮座す。大ささぎの尊は治承四年庚子源頼朝祈願により、鎌倉より当社に合祭し若宮神社と稱し、神領として耕田若干を寄付す。天正十九年辛卯十一月、源家康より朱鎗をもつて神田二十石寄付せらる。なお徳川氏十四世朱鎗を与ふる、先規のごとくなり。毎歲(年)三月十三日、九月九日陰曆をもつて大祭を行う、その境内に末社あり、木鬼、太神宮(高良、日吉)合殿、稻荷、琴平、道祖神、四所、疱瘡、赤疱瘡神社とす。

大鷦鷯尊(おおささぎのみこと)にして日本武尊、武甕槌命は天武天皇元年己酉(大日本史、日本書紀には作天武天皇二年、社記には白鳳二酉年とあれども蓋(けだ)し誤りならん)三月十三日茲(この)地に鎮座す。大ささぎの尊は治承四年庚子源頼朝祈願により、鎌倉より当社に合祭し若宮神社と稱し、神領として耕田若干を寄付す。天正十九年辛卯十一月、源家康より朱鎗をもつて神田二十石寄付せらる。なお徳川氏十四世朱鎗を与ふる、先規のごとくなり。毎歲(年)三月十三日、九月九日陰曆をもつて大祭を行う、その境内に末社あり、木鬼、太神宮(高良、日吉)合殿、稻荷、琴平、道祖神、四所、疱瘡、赤疱瘡神社とす。

天正十三年乙酉五月朔日、千葉朝胤（房総軍記は邦胤と録す、邦字は朝字の誤りか）侍暨（じじゆ）桑田万五郎配膳札を過ち、大いにこれを罵（ののし）る、万五郎これにいいわけをなす、朝胤怒りこれを蹴る。万五郎夜寝室に潜入、暗殺して遁（逃）れ、朝胤いまだ死せず深手を生（負）うを知り、急ぎ追兵を發しこれを菊間原に獲（える）、もつて草刈村において誅す。朝胤療を加えるも癒えず七月五日卒す。（房総治乱記、また関東古戦記、桑田鎌田に作る、千葉系譜鐵田に作る、けだし桑鐵田音口通）

天正十三年乙酉五月朔日、千葉朝胤（房総軍記は邦胤と録す、邦字は朝字の誤りか）侍暨（じじゆ）桑田万五郎配膳札を過ち、大いにこれを罵（ののし）る、万五郎これにいいわけをなす、朝胤怒りこれを蹴る。万五郎夜寝室に潜入、暗殺して遁（逃）れ、朝胤いまだ死せず深手を生（負）うを知り、急ぎ追兵を發しこれを菊間原に獲（える）、もつて草刈村において誅す。朝胤療を加えるも癒えず七月五日卒す。（房総治乱記、また関東古戦記、桑田鎌田に作る、千葉系譜鐵田に作る、けだし桑鐵田音口通）

八坪、真言宗普慈山と号す、市原郡満徳寺末流なり、元禄四年辛未九月十日義明法

道路

本郡八幡より東に折れ本村を経過し磯ヶ谷に至る。は郵便線路なり、また本村より大厩の原野を過ぎ茂原、長南への里道あり、本村の道程中町、巾三間、塚恵法印の開基たり。

墳墓

本村の北に宇平親王山と唱うる丘岡の林樹中に将門の墓というあり、碑面に文字あれども数百年の風雨燥湿に係りたれば口識する能わざるのみならず、いまだその由来を詳（つまびらか）にせず。けだし将門滅亡後、旧臣（僊言にいう相馬口口）その遺物を埋める所という。

藩庁

明治二年己巳七月領主水野忠敬版図を奉還し、さらに菊間藩知事に任じられ、口口本村の中央宇雲境に藩庁を經營して民治をなす。同四年辛未七月廢藩置県のため菊間県庁とす。同年十二月さらに木更津県に属す、これにおいて菊間県を廢す。今わずかにその墨壁を存す。

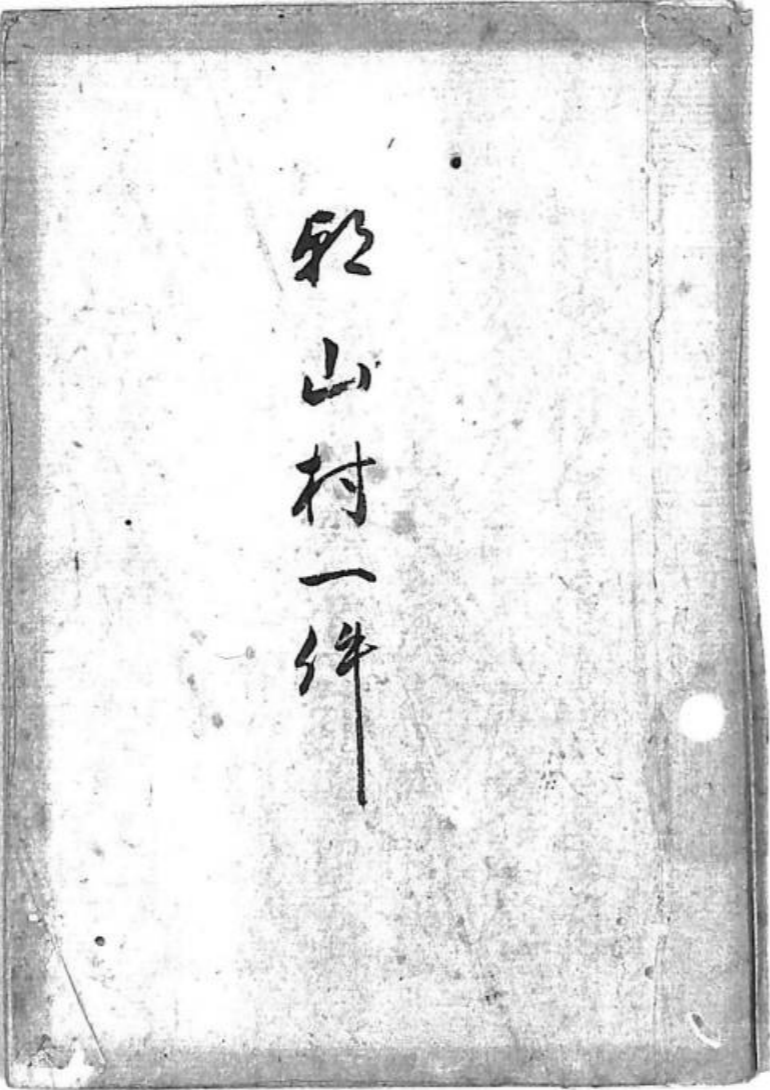
藩廳

可成寺にて、領主水野忠敬版図を奉還し、さらに菊間藩知事に任じられ、口口本村の中央宇雲境に藩庁を經營して民治をなす。同四年辛未七月廢藩置県のため菊間県庁とす。同年十二月さらに木更津県に属す、これにおいて菊間県を廢す。今わずかにその墨壁を存す。

616

百姓代（小前惣代）者も申し立て候は  
 今般村方一同評決の上、名主一人に  
 取決め、人撰（選）入札仕り候ところ、名主役の  
 儀は庄兵衛、組頭役は藤兵衛、次左衛門へ  
 当札につき右三人相頼み候ところ、聞き済みに  
 相成り候につき小前一同安心仕り、もつとも右に  
 ては人少につき外一兩人申し頼みのところ、  
 これまで名主役相勤め候新兵衛外二人、  
 組頭四人の者ども、何等（ななら）の儀に候や  
 前書庄兵衛外二人の者、役請け願ひ  
 書へ調印相ならざる旨断りこれ有り、左候ては  
 三役取究（き）めに相ならず余儀なく御取り  
 調べ相願ひ候旨申し立て候。  
 一名主新兵衛外六人の者ども申し立て候は

一 百姓代ならびに小前惣代の者ども申し立て候は  
 今般村方一同評決の上、名主一人に  
 取り決め、人撰（選）入札仕り候ところ、名主役の  
 儀は庄兵衛、組頭役は藤兵衛、次左衛門へ  
 当札につき右三人相頼み候ところ、聞き済みに  
 相成り候につき小前一同安心仕り、もつとも右に  
 ては人少につき外一兩人申し頼みのところ、  
 これまで名主役相勤め候新兵衛外二人、  
 組頭四人の者ども、何等（ななら）の儀に候や  
 前書庄兵衛外二人の者、役請け願ひ  
 書へ調印相ならざる旨断りこれ有り、左候ては  
 三役取究（き）めに相ならず余儀なく御取り  
 調べ相願ひ候旨申し立て候。  
 一名主新兵衛外六人の者ども申し立て候は



朝山村一件

朝山村一件

年号無記（明治元年か） 二 菊間・岡田家文書  
 朝山村小前不帰依一件

朝山村役人、進退の儀につき、去月  
 中、名主庄兵衛、与（組）頭次左衛門、藤兵衛  
 百姓代ならび小前惣代の者より、取り調べの  
 儀願ひ出で、なおまた名主新兵衛、半左衛門、  
 九兵衛、組頭四人の者より、同様願ひ出で  
 いずれも別紙を印の通り願ひ出で差し出し候に付き  
 双方呼び出し取り調べ候ところ、左の通り申し立て候。

朝山村役人進退の儀は去月  
 中、名主庄兵衛と頭次左衛門と藤兵衛  
 百姓代と小前惣代と者より調  
 儀願ひ出で又名主新兵衛半左衛門  
 九兵衛組頭四人も同様願ひ出  
 づれも別紙を印の通り願ひ出で  
 双方呼び出し取り調べ候ところ、左の通り申し立て候。

朝山村一件

朝山村役人、進退の儀につき、去月中、名主庄兵衛、与(組)頭次左衛門、藤兵衛百姓代ならび小前惣代の者より、取り調べの儀願い出で、なおまた名主新兵衛、半左衛門、九兵衛、組頭四人の者より、同様願い出で、いずれも別紙(一印なし)の通り願い出で差し出し候に付き、双方呼び出し取り調べ候ところ、左の通り申し立て候。

一 百姓代ならびに小前惣代の者ども申し立て候は、今般村方一同評決の上、名主一人に、取り決め、人撰(選)入札仕り候ところ、名主役の儀は庄兵衛、組頭役は藤兵衛、次左衛門へ、高札につき右三人相頼み候ところ、聞き済みにては人少につき外一兩人申し頼み候ところ、これまで名主役相頼め候新兵衛外二人、組頭四人の者ども、何等(なにら)の儀に候や、前番庄兵衛外二人の者、役請け願い書へ調印相ならざる旨断りこれ有り、左候ては三役取究(き)めに相ならず余儀なく御取り調べ相頼い候旨申し立て候。

一名主新兵衛外六人の者ども申し立て候は、外六人の者ども役請け調印致さず候、三入用金の儀は同意のものに拘(か)かわらず、惣百姓より差し出すべき旨申し聞け候につき、ままたく同意にこれ無き者どもは迷惑、難波の趣相答え候ところ、村中仲間相省き候趣につき、よんどころなく請印いたし候者も多分これ有り、右様悪計(あつけい)にまどわされ村中疲弊(ひへい)は眼前の儀、かつは治左衛門外一人のもの、身分の儀につき、春以来申し上げ候儀もこれ有る儀、前書をもって庄兵衛外二人のもの相除き、外実直の者へ、役儀仰せつけられたき段申し立て候、右双方一同、白州へ呼び込み取り調べ候ところ、

詰まり名主役入札の儀は三役人立ち会いの席にて開札いたし候えども、与頭役の儀は三役人立ち会わず小前のみにて開札いたし、百姓代役の儀はこれまで相頼め候者ども勤続のつもり小前の者ども取り究め、入札居致さざる趣双方申し立て、かつ次左衛門、藤兵衛、所業の儀は右吟味以前割元郷宿、ならび近村役人等探索いたし候ところ、ままたく右進退につきては、取りくみ不都合の入札致させ候趣に相聞け候あいだ、評議の上左の通り申し付け候。

一名主庄兵衛儀、一番札にこれ有り候ところ、老衰におよび、ことに耳遠にて過日退役

村方三役人、人選入札の儀かねてこれを仰せ渡されるの、御趣意に基き村中一同へ申し聞け入札致させ候ところ、名主役庄兵衛、与頭藤兵衛、次左衛門右三人高札に相成り候旨申し出で候えども、与頭入札の儀は小前自便のはかりにて村役人をも相省(はぶ)き開札いたし、不都合の致し方にこれあり、かつ名主庄兵衛儀は老衰、ことに耳遠につき、当春以来役儀相頼め兼ね候趣にて御用の節になにかと申し遣わし候ても、これまで一切相頼め申さず候えども、同勤の者ども、旧来の好身(よしみ)にて御用村用とも余荷(よない)相頼めまかりあり候ところ、今さら一人にて名主役相頼め候儀はいかがと

相心得、かつ次左衛門、藤兵衛、高札の儀もすべて右三人の者ども申し合わせ、奸計(かんけい)をもつて平生心掛けよろしからず、小前の者どもへ申し含み紛敷(まぎらわしき)入札致させ候て、のみならず日々小前の者ども大勢堂寺へ打ち寄せ混雑致させ、右様取り巧みいかにも不埒(ふらち)の者ども三役うけ候調印は相ならざる旨相答え置き候ところ、次左衛門、藤兵衛等頭取御膝元をも憚(はば)からず御法度を犯し、小前の者ども大勢引き連れ強訴(ごうそ)致すべき所存にて、すでに郷宿までまかり出で候程の者ども、所行につき、すべての事柄右にて御賢察下し置かれたく、ことに去る九日、庄兵衛宅へ惣百姓打ち寄せ、このたび新兵衛

も願い出候程の儀につき、一人にて勤め過ぎ候は眼前ことにその節当人より老衰の事ゆえとも勤役成りがたきあいだ、是非とも退役仰せ付られたき段申し立て、かたがたもつて二番札のもの差し加え、兩人にて相めべき旨申し渡し候。

一 組頭役入札の儀、三役人立ち会わず小前自ままの開札いたしがに相聞け候に付き、改めて入札の日取り決めべく申し候。

一 百姓代役の儀これまで相頼め候ものども、勤続の儀小前の者どもみにて取り究め候筋、これなく候あいだ、これまた同様改めて入札致すべく候。

一 次左衛門、藤兵衛儀はいかがの取り扱いにも相聞け、ことに探索の次第もこれ有り候につき、右兩人は今般の入札差し除くべき旨申し渡し、別紙二印の通り受け書取りの帰村申し付け候。

一 七月九日右次左衛門重立、村内のものども多く人数引き連れ八幡表へ出張の趣、夫々より注進申し出で候につき、次左衛門呼び出し取り調べ候ところ、ままたく多人相越し、大目付けへ出願いたし候旨申し立て候、右は願い筋これ有るは惣代を以て願い出べしのところ、御膝元も憚(はば)からず多人数引き連れ出し、願いたし候段不埒につき吟味中手鎖(てぐさり)宿預け申し付け、その外の者ども説得いたしたため引き取らせ候。

一 右につき村方取縮りとして属吏小吏(ぞくりしやうり)出役の上村内一同呼び出し、右進退の儀につき、願い筋はもちろん、白州において双方へ申し聞かれ候、口解の趣不筋と存じ込みなく候儀は、いささか斟酌(しんしゃく)無く申し立てべき旨、一人

はもろん入札も差し出さざる旨、百姓代を以て  
申し越し候に付き、すぐさま呼び出しの者差し遣わし候  
ところ、最早いづれへまかり越し候や、居合(いあ)わざる  
趣につき、嚴重にたずね方申し付け置き候。

一 朝山村弁蔵外一人、別紙四印の通り、嘆  
願申し出候に付き差し免じ候。

一 与兵衛伊之助と申すもの、家出のもの  
どもへ同意致し候趣に承るに及び候に付き、呼び出し  
相糺し候ところ、見舞いとして去る十二日

朝五井村までまかり越し候ところ逃げ去り候もの  
の内吉左衛門に行き逢い候に付き、様子承  
り候ところ、今般の一条は中山様へ御願  
立て仕り置き候あいだ、御同人いづれにも御取り捌(さば)き  
下され候積りのよし承り候旨、別紙五印の通り申し

立て候あいだ、右手続きを以て嚴重取り調べ  
仕るべきところ、御名前も出候儀につき、ひとまず引き取り  
追って取り調べ仕るべき心得にて、村方取締り  
筋申し渡し、別紙六印受け印取りの七月十五日  
出役の属吏小吏一同引き取り候につき  
翌十六日知政堂へ、右始末申し上げ

この上、中山岬差締(あや)の廉々取り調べ  
申すべくやの旨、相伺い候ところまず右廉の  
調べはまず除き置き候よう、仰せ聞かれ候あいだその後  
一切、右の廉は取り調べ申さず候。

一 右家出のものども中山岬差し図の  
趣を以て、当月下旬一同帰村いたし候旨  
申し出候  
八月

右始末書を以て取り扱い候手続き具(つぶさ)に知政堂へ申し上  
げ候ところ

御存意これ無く早々取り調べべき旨御沙汰に付き、なおまた九月  
中

風吏、小吏村方へ出役、重立(おもだち)候庄吉外四人の呼び出  
し  
村方差し纏(もつ)れ一件につき、願ひ筋はもろん、いかがの  
所置と

存込む候儀は書面にて口上にていささか遠慮なく  
申し立てべき旨申し聞け候ところ、右一件は察事中山岬

方へ願書差し出し取用、相成り候儀につき勅農方調べは  
請けがたき旨にて、何様申し聞き候ても、願ひ筋申し立てず候あ  
いだ、なお

追々呼び出し利解申し聞け候積りにて、呼び出しのもの数度遣し  
候ても、外五人のもの外出候趣にてまかり出でず候につき、七月  
中

家出のもの一同呼び出し遣わし候ところ、これまた同様家出所々  
相尋ね候得ども見当り申さざる旨届書差し出し候に付き、嚴重尋  
ね方

申し付け置き村方家別穿鑿(せんさく)いたし候積りにて出役の  
小吏臨時役のもの召し連れ次左衛門宅へ相越し候ところ、右  
家出のもの二十人程潜伏罷在り候につき、差し押さえ右様

呼び出しを拒み逃げ去り候者ども、ことに多人数の事ゆえ途中  
取り逃がさざるため、四、五人ずつ帯へ繩を通し臨時役の  
もの付き添え出役所、能蔵院塔中まで引き連れ、同所に

別  
相糺し候ところ、願ひ筋はもろん双方へ仰せ聞かされ  
候、御理解の趣いづれも承状仕り、仰せ  
渡されの、廉々(かどかど)違背仕る間敷き旨一同

相答え候。

一同九日八幡表へ多人数出張り、掛  
り違ひの方へ出願いたし候儀はいかが  
の訳に候や再応相糺し候ところ、中には  
心得違ひの旨相答え候ものもこれ有り候に  
付き弥心得違ひと存じ込み候わば、その段  
書面差し出すべき旨申し聞け、組頭百姓代の  
入札申し付け、一同の引き取らせ候。

一 翌十日名主庄兵衛外役人ども申し出で候は  
村内四組の内三組は、夫々入札差し出し  
候えども、庄兵衛組下のものども、今以て  
入札差し遣わさず、かつ去る九日八幡表へまかり  
出で候ものども、いづれも心得違ひにつき、歎願(たんがん)  
書差し上げ候心得のところ、右の内四郎左衛門

俣(せがれ)仙蔵外二人嘆願の存意も  
これ無く入札も致さず、右ゆえ町内のものども  
入札致さざる旨申し出で候につき、右三人のもの  
呼び出し相糺(ただ)し候ところ、とかく大勢のものへ  
相談の上ならばは挨拶および難しく、および旨にて  
自分だけの存意も申し立す、右のものども  
重立て差し拒(こぼ)み候ゆえ一村治(おさま)り方相成らず  
甚だ不埒(ふらち)につき、右仙蔵義吟味中  
別紙三印の通り手鎖、村預け申し付けひとまず  
引き取らせ役人どもよりとくと承り候ところ、まったく  
八幡表へ、多人数まかり越候段は、心  
得違ひの旨申し出で候に付き、書面差し出すべき旨  
達し置き候ところ、翌十一日に至り庄兵衛組下  
のもの二十人あまり変心いたし、右書面



おいて一同存意とくと相糺し候ところ、この上逃げ隠れなど致すまじき旨申し立て候あいだ直様其場にて解繩いたし候儀にて理不尽に手荒らの取り扱ひなどいたし候儀は、決してこれなく、右の者ども追々呼び出し相糺し候ところ、まったく次左衛門、庄吉外四人の者ども存意に随(したが)いまかり在り候儀に付き小前

方において願ひ向き等一切これ無く、かつ一同申し合わせ家出致し、または八幡表へ多人敷まかり越し候段は察当受け申す訳これ無く、自今右一件に付き寄り合がましき儀はもちろん、家出等致すまじき旨別紙七印の通り申し立て候に付き、一同村預け申し付け銘々宅へ引き取り、農業は勝手次第致すべき旨達し置候。

一次左衛門儀は逆上、耳遠、相成り取り調べ受けがたき旨申し立て、

挨拶に及びがたくに付き、介抱人甚太を以て同所へ伺い候ところ御存意これ無きに付、速に引移るべし旨郷宿を以て相答え候に付き出役同道八幡宿出立、途中にて察事へ参り何と挨拶これ有り候やの旨小吏より右甚太へ承り候ところ、察事へ参り候儀一切これ無き旨相答え、右は眼前ただ今まかり越し候儀は徳太郎も承知まかり在り、相違これ無きところ右様存ぜず等偽り申し立て候段、いかにも出役を輕蔑いたし候申し分に付き、黙止がたく計らずも襟を以て引き寄せ候ところ、其の場へ打ち

ころびまつたく偽り申し立て候段、恐れ入り候旨申し開け候由出役の小吏申し出候

一去る己六月十七日役人進退の儀に付き、小前一同能蔵院へ寄り合い、役人一同は月番名主新兵衛宅へ集会

11

沙汰相待ち居り候ところ、昼後に至り候ても小前方より何とも申し出でず、しかるところ姉崎宿大惣代三右右衛門より助郷一条に付き相談致したき儀これ有るあいだ、字反分まで出張致しこれ候様書状を以て申し越候に付き、月番名主新兵衛を頼み置き、同日八ツ時過より居合候半左衛門、九兵衛、次左衛門外両三人同所へ出張夫々談合酒給へ合ひ居り候内手近に居合候老婆罷越酌(しゃく)などいたし候迄にて銘々刻引取り、右入用村方へ割当て候義等一切これ無く、村方夫々帳御取調下され候えは眼前相分り候旨申し立て、かつ月番新兵衛義は終日宅に相居候ところ同日夕刻小前方より百姓代を以て進退一条掛合これ有り候付同人並び与組(頭カ)頭五兵衛、次郎左衛門居合夫々挨拶

重立候庄吉外四人の者ども逃げ去り取り調べ方差し支え、追々長引き候えは、村方難渋は眼前に付き、夫々手分け探索中、小吏出役先五井村において、右重立候者の内

一 同村一条、勤農方取り扱ひ差し控えべき旨御沙汰に付き、そのま

差し置候ところ一件に加えず小前の者どもより別紙八印の通り願書差し出し候。

一 右一件御改正仰せ出でされ候えども御受け申し上げかね候廉々これ有り候に付き存意申し上げ候ところ、詰まり勤農方見込み通り

取り扱ひべき旨御沙汰に付き、村役人始め次左衛門、太三郎その外村方に居合う候掛り合ひの者ども呼び出し、夫々相糺し候ところ別紙九印の通り口書差し出し申し候、次左衛門儀は組頭役も相勤め候身分にて、小前惣代に頼まれ最初より重立取り扱ひいかの廉々これ有り、ことに再度呼び出しを拒み、家出いたし候ものども、自分宅へ潜伏致させ置候始末

一 去る己九月中八幡宿郷宿徳太郎と申す者の菊間へ引き移しに付き宿預け、朝山村次左衛門儀も同様引き移すべき旨郷宿より達しにおよび候えども、承引致さず差し支え候旨届出候に付き

小吏出役相糺し候ところ、察事方へ問ひ合わせの上ならでは

および候義にて小前方差し支相成候義は一切これ無く、殊に組頭入札は同月十九日の事にて入札の節右八反分

一 旧胤中村役人ならび小前惣代のもの呼び出し村方三役人撰の義、これまで不都合の廉々これ有り候に付きこの上

出役のもの差し出し村方一同立会の席にて改めて入札致すべく、左候へ者村方一同存意に相叶候者村役相勤め候道理に付き早々入札の上取究めべき旨双方へ篤と

申し開かせ候ところ、いづれも承伏致し候に付き出役の者差し出候ところ最早月迫にも相なり、殊に家出のもの三人

一 立て戻さざる故、当正月十七日迄日述べの義、相願ひ候に付きその意に任せ差し延べ置候ところ十七日限り家出の者行衛

相願ひ候に付き、余儀無く承け届置候、しかるところ同日に至り

12

相知れ申さざるゆえ、なおまた同月晦日まで日延べ猶余の儀

今もつて右三人行方相知れず候あいだ、なおまた二月十五日まで日延べ願ひ出候につき、右三人の者精々相尋ね行方相知れざる上は際限もこれなき弥(いよいよ)入札出来かね候わばこれまでの









沙海...  
 一...  
 外...

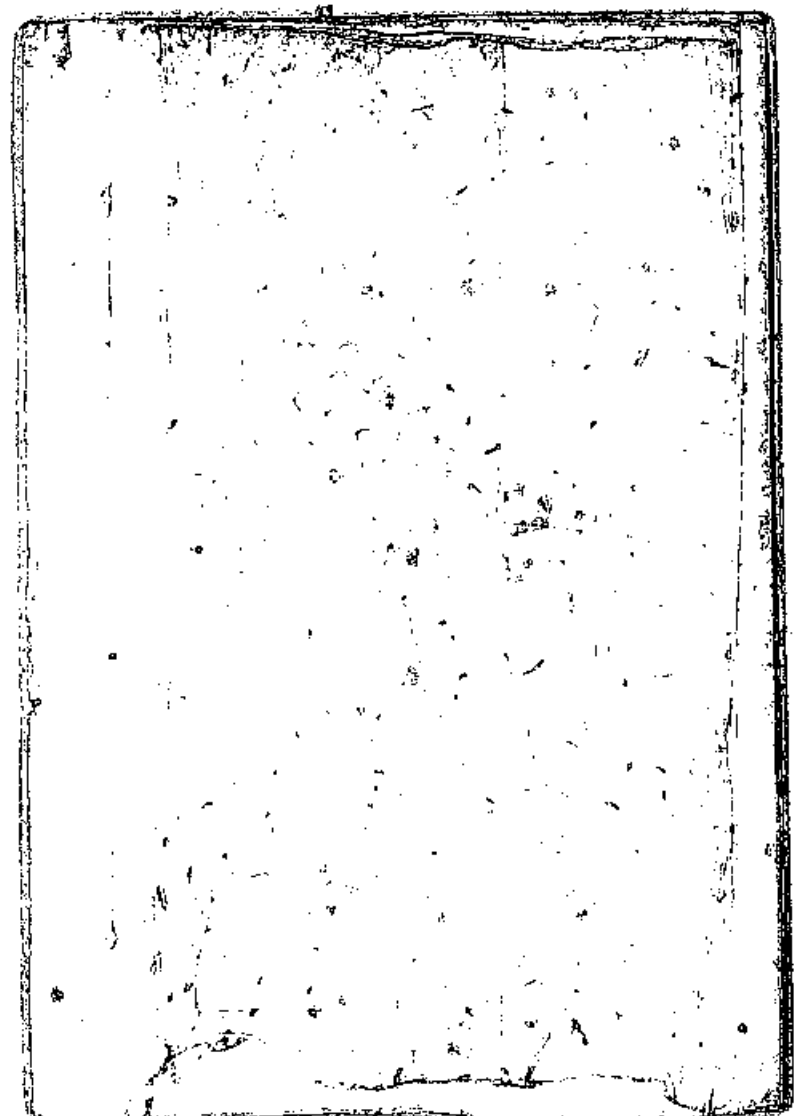
...  
 ...  
 ...

...  
 ...  
 ...

...  
 ...  
 ...

...  
 ...  
 ...

...  
 ...  
 ...



12/E